

事 務 連 絡
令和3年2月19日

各都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種に係るQ&Aについて

「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種について」（令和3年2月19日付厚生労働省健康局健康課ほか連
名事務連絡）においてお示しした内容について、別紙のとおり送付いたします
ので、御了知の上、市町村に周知をお願いいたします。

なお、本件については、健康局健康課と協議済みであることを申し添えます。

問1 優先接種の障害者支援施設等の従事者に、宿泊型自立訓練事業所の従事者は含まれるか。

(答)

当該事業所に高齢の障害者が入所する場合は含まれる。今般の高齢者施設等の従事者については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ接種順位としている。

問2 優先接種の障害者支援施設等の従事者に、障害児入所施設の従事者は含まれるか。

(答)

優先接種の対象となる高齢者施設等の従事者の要件は、「高齢者が入所・居住する施設に従事する者」であるため、障害児入所施設の従事者は優先接種の対象には含まれない。

問3 市町村が管内の障害者支援施設等に接種体制を周知する際は、入所・居住系の施設や事業所に行えばいいか。

(答)

お見込みのとおり。